明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（二二六）　三

○特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二二七）　一二

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二二八）　一六

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二二九）　一八

○令和三年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令（二三〇）　一九

〔条　約〕

○投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定（一三）　一九

〔省　令〕

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**九）　三八

○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一四四）　四〇

○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（**国土交通**六五）　四三

〔告　示〕

○投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の効力発生に関する件（**外務**二九六）　四五

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（**厚生労働**二八〇）　四五

〔公　告〕

諸事項

裁判所

除権決定、破産、免責、再生関係　四七

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　四七

会社その他

会社決算公告　四八

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二二六号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、令和二年八月一日から施行することとした。

◇特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二二七号）（経済産業省）

特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一〇月一日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和三年四月一日とすることとした。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二二八号）（厚生労働省）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正

1　医療機器等変更計画確認手続制度の実施に必要な規定の整備を行うこととした。（第三七条の三三～第三七条の三六関係）

2　外国製造医薬品等特例承認取得者に関する変更の届出手続を簡素化することとした。（第三四条、第三七条の三八及び第四三条の三五関係）

3　薬局製造販売医薬品について、薬局開設者が薬剤師に行わせる継続的な服薬指導義務の規定及び陳列に係る規定の適用関係の整備を行うこととした。（第七四条の四第一項及び第二項関係）

4　地方薬事審議会に調査審議させる都道府県知事の権限に属する事務として、地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定に係る事務を規定することとした。（第一条の三関係）

5　地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局に係る認定証の交付等の規定を整備することとした。（第二条の七～第二条の一二関係）